

消費者庁国民保護計画

平成21年11月
消費者庁

消費者庁国民保護計画

総論

第1節 計画の目的

- この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第33条第1項及び第182条第2項の規定に基づき、消費者庁の所掌事務に関し次に掲げる事項を定め、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。
 - ・ 国民保護措置を実施するための体制の整備に関する事項
 - ・ 国民保護措置の内容及び実施方法に関する事項
 - ・ 国民保護措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項
 - ・ 上記に掲げるもののほか、国民保護措置の実施に関し必要な事項及び緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

第2節 国民保護措置に関する基本方針

- 消費者庁は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、その所掌事務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期する。この場合において、次の点に留意する。

1 基本的人権の尊重

- 消費者庁は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

- 消費者庁は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に関する不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理する。

3 国民に対する情報提供

- 消費者庁は、消費者庁の所掌に係る国民保護措置の実施状況等について、記者発表やインターネット等により、正確な情報を適時適切に提

供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

- 消費者庁は、他の指定行政機関、地方公共団体等と平素から相互の連携体制等の整備を図る。
- 消費者庁は、都道府県知事から消費者庁の国民保護措置の実施に関し要請があった場合は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の措置を講ずるものとする。

5 高齢者、障害者等への配慮

- 消費者庁は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

6 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

- 消費者庁は、国民保護措置の実施に当たっては、国民保護措置に従事する職員等の安全の確保に配慮する。

第3節 計画の適切な見直し

- 消費者庁は、適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとし、変更にあたっては、関係する指定行政機関の意見を聴くなど広く関係者の意見を求めるよう努める。

第1章 実施体制の確立

第1節 組織・体制等の整備

1 消費者庁における体制の整備

- (1) 消費者庁の所掌する国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な体制の整備等を行う主管の内部部局は、総務課とする。
- (2) 総務課は、次に掲げる事務を行う。
 - ① 緊急時のための連絡網の作成その他の庁内の連絡体制及び参集体制の整備
 - ② 国、都道府県、指定公共機関その他の関係機関との連絡体制の整備
 - ③ 消費者庁国民保護対策本部が設置された場合の庁内各課等の事務分掌の整備
 - ④ この計画に定める事項のうち、平素における措置の総合的な推進
 - ⑤ この計画の見直し
 - ⑥ 平素における関係機関との連携
 - ⑦ その他必要な事項

2 消費者庁における連絡体制及び参集体制の整備

- 消費者庁長官は、別に定める基準により、連絡要員及び参集要員を指名する。
- 連絡要員又は参集要員に指名された者は、携帯電話を携帯すること等により常時連絡が取れるようにする。
- 参集要員は、武力攻撃事態等において、即時に参集することができるよう、平常時から、消費者庁への複数の交通手段を確認しておく。
- 人事異動等により、連絡要員又は参集要員に変更がある場合には、前任者は後任者に適切に引継ぎを行うとともに、総務課に報告する。
- 総務課は、参集要員の宿舎を消費者庁近傍に確保するよう努める。
- 職員の参集基準については、別に定める。

3 国民の保護のための措置の実施機能等の確保

- 消費者庁は、武力攻撃事態等において、消費者庁がその対処の機能を果たし得るよう、以下の措置を講じる。
 - ・ 庁舎の安全性の確保、非常用発電機及び燃料等の確保に努める。
 - ・ 武力攻撃事態等における利用に供するため、食糧、飲料水等の備蓄等に努める。
- 各課等は、武力攻撃事態等における行政機能の停止又は低下を最小限にとどめるため、職員の出勤及び配置の基準並びに業務処理手順の策定等必要な措置を講じておく。
- 総務課及び消費者情報課は、武力攻撃事態等の発生の際、情報処理システム等の整備、維持、復旧等により、運用の確保が図られるよう必要な措置を講ずる。

4 国民の保護のための措置に関する職員の研修等

- 総務課は、関係職員に対して、国民保護措置に関して必要な以下に例示する知識等の周知徹底を図る。
 - ・ 国民保護法その他の関係法令の概要
 - ・ 消費者庁国民保護計画及び措置実施マニュアルの概要
 - ・ 武力攻撃事態等における連絡体制及び参集体制

5 国民の保護のための措置に関する訓練

- 総務課は、次に掲げる事項を内容とする実践的な訓練を適時行う。その際、他の指定行政機関等との共同訓練に努めるとともに、防災訓練との有機的な連携に配慮する。
 - ・ 警報の通知・伝達訓練
 - ・ 非常参集訓練
 - ・ 国民保護対策本部設置運営訓練
 - ・ その他国民保護措置の実施のために必要と認める訓練
- 上記訓練を実施した際には、総務課は、訓練についての事後評価を行う。

第2節 武力攻撃事態等における活動体制の確立

1 消費者庁国民保護対策本部の設置

- (1) 政府に武力攻撃事態等対策本部（以下「対策本部」という。）が設置された場合には、内閣府特命担当大臣（以下「大臣」という。）は、直ちに、大臣を長とする消費者庁国民保護対策本部（以下「消費者庁対策本部」という。）を設置する。
- (2) 消費者庁対策本部は、次の業務を行う。
 - ・ 国民保護措置の実施に関する消費者庁における総括及び総合調整
 - ・ 対策本部、関係省庁等との情報交換及び連絡調整
 - ・ 対策本部、関係省庁等から収集した情報の庁内関係各課等への提供
 - ・ 庁内関係各課等からの被災情報等に関する情報の取りまとめ
 - ・ 国民保護措置の実施状況等に関する広報資料の定期的作成等、広報活動の総括
 - ・ その他、国民保護措置の実施に関し必要な業務
- (3) 消費者庁対策本部の組織等については、別途定めるところによる。
- (4) 消費者庁対策本部に関する庶務は、総務課において処理する。
- (5) 大臣に事故があるときは、内閣府副大臣が消費者庁対策本部の長の職務を代行するものとする。内閣府副大臣がその職務を代行し得ないときは、内閣府大臣政務官、長官、次長、総務課長の順で指揮をとるものとする。
- (6) 消費者庁対策本部を設置した場合には、消費者庁対策本部は、直ちに対策本部、関係省庁、地方公共団体等に消費者庁対策本部の連絡窓口

等を通知する。

2 職員の派遣

- (1) 武力攻撃災害が発生した場合には、消費者庁対策本部長の指名する職員を被災地に派遣し、情報収集、被災都道府県・市町村との連絡調整等を行わせることができる。
- (2) 国民保護法第29条第3項の規定により都道府県対策本部長から職員の派遣の求めがあったときは、速やかに消費者庁対策本部長の指名する職員を派遣する。
- (3) 国民保護法第151条第1項の規定により地方公共団体の長等から職員の派遣の要請のあったとき又は第152条第1項の規定による職員の派遣のあっせんのあったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、消費者庁対策本部長は、適任と認める職員を派遣する。
- (4) 消費者庁対策本部長は、(1)から(3)までに規定する消費者庁対策本部長の職員の派遣に係る権限を、長官に委任するものとする。

3 特殊標章等の交付等

- 長官は、別に定める要綱により、消費者庁の職員で国民保護措置に係る職務を行う者等に対し、特殊標章又は身分証明書を交付し、又は使用させる。

4 国民に対する情報提供

- 消費者庁対策本部が設置された場合、同対策本部は、速やかに記者発表を行う。
- 消費者庁対策本部は、消費者庁の所掌に係る国民保護措置の実施状況等について、記者発表、インターネット等により、正確な情報を適時適切に提供する。

第2章 消費者庁が実施する国民の保護のための措置に関する事項

第1節 住民の避難に関する措置

1 警報の通知等

(1) 情報収集及び分析等

- 消費者庁対策本部は、武力攻撃事態等において、各課等を通じて武力攻撃の兆候等に係る情報収集及び分析に努めるとともに、これらの情報を入手したときは、直ちに対策本部に報告する。

(2) 警報の通知

- 消費者庁対策本部長は、国民保護法第45条第1項の規定により対策本部長から警報の通知を受けたときは、直ちに、別に定めるところにより、庁内関係各課等に通知及び伝達する。
- 警報の通知を受けた関係各課等は、それぞれあらかじめ定めるところにより、関係機関、所管施設等に通知する。

2 避難措置の指示の通知

- 1(2)の規定は、消費者庁対策本部長が国民保護法第52条第4項の規定により対策本部長から避難措置の指示の通知を受けた場合に準用する。

3 警報等の解除

- 1(2)及び2の規定は、対策本部長が警報及び避難措置の解除をした場合に準用する。

4 安否情報の収集に対する協力

- 消費者庁は、安否情報を入手した場合には、速やかに地方公共団体の長に提供するなど、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努める。

第2節 国民の保護のための措置全般についての留意事項

- 各課長等は、当該課等が所管する人員、施設、設備等に係る被害に関する情報、国民保護措置の実施状況その他の情報を収集・整理し、消費者庁対策本部に報告する。
- 消費者庁対策本部長は、消費者庁対策本部が取りまとめた被災情報等を速やかに対策本部長に報告するものとする。

第3節 国民生活の安定に関する措置（生活関連物資等の価格の安定等）

- 消費者庁は、国民生活及び国民経済の安定、特に、避難住民等の生活の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等（食料、被服、日用品、燃料、生産資材その他の国民生活との関連性が高い又は国民経済上重要な物資又は役務）の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、農林水産省、経済産業省等の関係省庁と連携して、調

査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を行う。

- 消費者庁は、物価情報ネットワーク等を活用し、地方公共団体との間で必要な情報を共有し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、国民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、国民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図るものとする。
- 消費者庁は、生活関連物資等の価格が異常に上昇し、又は上昇するおそれがある場合において、当該生活関連物資等の買占め又は売惜しみが行われ、又はそのおそれがあるときは、農林水産省、経済産業省等の関係省庁と連携して、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）に基づき、政令で特別の調査を要する物資を指定し、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査を行い、物資の売渡しの指示及び命令その他の適切な措置を講ずる。
- 消費者庁は、物価が高騰し、又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等の価格が著しく上昇し、又は上昇するおそれがあるときは、農林水産省、経済産業省等の関係省庁と連携して、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）に基づき、政令で生活関連物資等を特に価格の安定を図るべき物資として指定するとともに、物資の標準価格の決定、生産・保管・売渡しその他の適切な措置を講ずる。
- 消費者庁は、物価が著しく高騰し、又は高騰するおそれがある場合において、他の措置では価格の安定を確保することが困難と認めるときは、農林水産省、経済産業省等の関係省庁と連携して、物価統制令（昭和21年勅令第118号）に基づき、統制額の指定その他の適切な措置を講ずる。

第4節 武力攻撃災害の復旧に関する措置

- 消費者庁は、武力攻撃災害が発生した場合、自ら所有又は管理する施設について、安全の確保に配慮した上で、速やかに当該施設及び設備の緊急点検を実施し、被害の状況等を把握するとともに、必要な応急の復旧の措置を迅速に講ずる。

第3章 緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

1 消費者庁緊急処理事態対策本部の設置

- (1) 政府に緊急処理事態対策本部が設置された場合には、大臣は、直ちに、大臣を長とする消費者庁緊急処理事態対策本部を設置する。
- (2) 消費者庁緊急処理事態対策本部は、次の業務を行う。
 - ・ 緊急対処保護措置の実施に関する消費者庁内における総括及び総合調整
 - ・ 緊急処理事態対策本部、関係省庁等との情報交換及び連絡調整
 - ・ 緊急処理事態対策本部、関係省庁等から収集した情報の庁内関係各課等への提供
 - ・ 庁内関係各課等からの被災情報等に関する情報の取りまとめ
 - ・ 緊急対処保護措置の実施状況等に関する広報資料の定期的作成等、広報活動の総括
 - ・ その他緊急対処保護措置の実施に関し必要な業務
- (3) 消費者庁対策本部に関する規定（第1章第2節1（3）から（5）まで）は、消費者庁緊急処理事態対策本部の組織、庶務等について準用する。

2 緊急対処保護措置の実施等

- 緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、第1章及び第2章の定めに準じて適宜行うことにする。この場合、緊急処理事態において、国民保護法第183条において準用する同法第45条第1項の規定により緊急処理事態対策本部長から警報の通知を受けたときは、消費者庁緊急処理事態対策本部は、緊急処理事態対策本部長が決定する警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、関係指定公共機関その他の関係機関及び所管施設等に通知及び伝達するものとする。また、警報の解除が行われたときも同様とする。